

平成 28 年 1 月 12 日  
常磐共同火力株式会社

### 当社に対する報告徴収の指示について

本日、当社は、関東東北産業保安監督部東北支部より電気事業法第 106 条第 4 項の規定に基づく報告徴収について、次の指示を受けました。

指示内容としては、排出ガス量が超過するに至った原因（要因分析を含む）や、「ばい煙に関する説明書」の再検証結果および再発防止対策等について、報告を求められております。

本件について、真摯に受け止め、これらを報告書として取り纏め、速やかに報告する予定であります。

以上

(問い合わせ先)

常磐共同火力株式会社

本 社 総務部長 正木 良成 Tel03-3256-5411 (代表)